

三菱重工業株式会社「使用済燃料貯蔵施設に係る特定容器等の 設計の型式証明申請」(PWR燃料用)に関する審査について

平成27年11月25日
原子力規制庁

1. 申請の概要

(略)

2. 審査の方針案

- ・ 金属キャスクの型式証明申請に係る審査は、使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則のうち、金属キャスク単体に係る基準適合性を審査する。
- ・ 本申請に係る審査については、既に型式証明された金属キャスク(MSF-

52B型)の審査と同様に原子力規制庁が行うこととし、それらの議事概要及び資料は原則公開とすることとする。

- ・本申請は、本申請に係る審査結果を取りまとめた段階で、審査の内容及びその結果を受けた型式証明について原子力規制委員会に諮ることとしたい。